

令和6年度 第5回川西市子ども・若者未来会議 次第

令和7年3月21日（金）17:00～19:00

場所：市役所4階庁議室（Zoom併用）

1. 開会

2. 議事

（1）報告事項

- ①（仮称）川西市こども・若者参加条例（案）要綱及び第2期こども・若者未来計画（案）に係るパブリックコメント意見とその検討結果などについて【資料1、2】

- ② こども誰でも通園制度の制度化、本格実施について【資料3】

（2）協議事項

- ③ 令和7年度 就学前教育・保育施設の利用定員について【資料4】

- ④ 北部地域のまちづくりにおける就学前教育保育施設の整備について【資料5】

（3）その他

3. 閉会

(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)要綱に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和6年12月6日(金)～令和7年1月8日(水)
- 2 意見提出人数 : 55人
- 3 意見提出件数 : 62件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、A～BCのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。
- 6 29歳までのこども・若者の意見と30歳以上の意見がわかるように「区分欄」を設け、それぞれ「こども・若者」、「30歳以上」と記載しています。
 - ・意見番号「こども・若者」… No.1～48
 - 「30歳以上」…………… No.49～62
- 7 意見欄が無記載の意見や「特になし」などといった意見については、記載していません。(75件)
- 8 お寄せいただいた意見のうち、内容が「第2期川西市こども・若者未来計画(案)」に合致する意見については、計画(案)への意見として取り扱っています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
1	全体	川西市子ども・若者参加条例は私は川西市民の子供の意見もわかるからいいと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。おとなだけではなく子ども・若者の皆さんをはじめとした川西市に住む多くの人の意見を聴き、どのように考えているのかやどんな気持ちなのかを知ることはとても大切であると考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんと対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど様々な方法で子ども・若者が意見を表明する機会をつくります。子ども・若者に関することを、子ども・若者の皆さんと対話しながらともに決定することが子ども・若者の幸せを実現するという視点に立って「子ども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	A	子ども・若者
2	全体	「(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱」はいいと思います。市民の意見を聞くことでもっと市をこうしてほしいということが明確にわかるのでいいと思います。		B	子ども・若者
3	全体	川西市に住んでいる人の意見を聞くのはみんなの気持ちを知れるしいいと思った。		AI	子ども・若者
4	全体	若者の人達の意見も取り押さえられるから、いいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者の意見を取り入れるために、子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことだと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんに参加いただき、対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。子ども・若者に関することについて、皆さんと対話しながらともに決定することが子ども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「子ども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	C	子ども・若者
5	全体	私達子供達のニーズに応えようとしているなというのがとても伝わってくるのでとてもいい案だと思います。特にこれといった意見はありません。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。これからも「子ども・若者のニーズに応えようとしている」と感じてもらえるよう、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざします。そのために、条例の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。	D	子ども・若者
6	全体	川西市の子供に寄り添っていてすごくいいなと思いました。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。この条例(案)要綱は、子どもや若者の皆さんが主体となって、子ども・若者の立場から考えてくれました。子どもや若者の皆さんに寄り添っていると感じてもらえるよう、これからも条例の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	E	子ども・若者
7	全体	子ども・若者によりそってくれていていいなと思いました。		F	子ども・若者

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
8	全体	子供の意見を尊重していてみんなにとって過ごしやすい明るい未来のためにいろいろ考えてくれていて良いと思った。子供の権利を認めてくれている感じがして安心できると思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子どもや若者の権利が大切にされ、子ども・若者みんなが幸せになるまちづくりを進めていきます。 そのために、これからも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	G	子ども・若者
9	全体	今までにない条例でいいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者の意見表明や参加を主とした条例は、全国的にもあまり例がないと思います。子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。そして、条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知らせていきます。	H	子ども・若者
10	全体	今までにないアイデアでいいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者が一人の人間として尊重されることはとても大切なことだと考えます。 これからも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	I	子ども・若者
11	全体	子どもに対する尊重があつていいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者が安心して意見を表明できる環境を整えることは、子ども・若者の意見を反映したまちづくりにつながると考えます。今後も、子ども・若者が安心して意見を言えるような場所や方法を工夫していきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	J	子ども・若者
12	全体	子供の意見が安心して言えるような場所があると、とても良い街になりそうだと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者が安心して意見を表明できる環境を整えることは、子ども・若者の意見を反映したまちづくりにつながると考えます。今後も、子ども・若者が安心して意見を言えるような場所や方法を工夫していきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	K	子ども・若者
13	全体	いいと思うし子供たちや若者がこれから生きていくために必要だと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。「子ども・若者がこれから生きていくために必要」というのは条例を制定するうえで重要なことだと考えます。 これからも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	L	子ども・若者

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
14	全体	すべての子ども・若者があらゆる場で安心して意見を表明することができるということがいいと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。「あらゆる場で安心して意見を表明することができる」という環境を整えるのは、意見表明権や参加を保障する上で大切なことだと考えています。これからも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	BC	子ども・若者
15	全体	自分たちのもっている権利をしっかり守ってくれそうだなと思ったので、良い条例だと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者の権利の大切さや条例(案)要綱の内容を、子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	AD	子ども・若者
16	全体	川西市子ども・若者参加条例について僕は川西をもっといい街にしていきたいと思います。	ご意見のとおり、子どもや若者の皆さんと一緒に「川西をもっといい街」にしていきたいと思います。そのためにも、子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくるのが重要だと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんに参加いただき意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。	AE	子ども・若者
17	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・子供・若者がもっと主体的に、川西市政に参加できる機会を作ってほしいです。 ・子供・若者にやさしい政策も作ってほしいです。 ・この条例をもっと市内に周知してほしいです。 	ご意見ありがとうございます。子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことです。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんと意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。子ども・若者の意見を聴くことで、子ども・若者にやさしい政策を作っていけると考えています。そのために、条例(案)要綱を広報誌や市ホームページ、市公式SNSなどを使って、子どもや若者、おとなの皆さんに知らせていきます。	AF	子ども・若者
18	全体	子供が市の政策などに参加できることがいいと思った。	ご意見ありがとうございます。子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことです。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者のみなさんに参加いただき意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。	AG	子ども・若者

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
19	全体	若者の意見を取り入れるのにはいい案だと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こども・若者の意見を取り入れるために、こども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことだと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、こども・若者の皆さんに参加いただき、対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法でこども・若者が市政に参加できる機会をつくりたいです。 こども・若者に関することについて、皆さんと対話しながらともに決定することがこども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	AH	こども・若者
20	全体	作るのは良いと思うが、どういう人がやるのか具体的にどのようなことをするのかわからない。	ご意見は、条例(案)要綱を皆さんに理解してもらおううえで大切な視点だと考えます。こども・若者の皆さんの意見表明権を保障するために、市や育ち学ぶ施設で働く人、保護者などが取り組む内容や役割を第6条から第10条に記載しています。また、こども・若者の意見を聴くことやその反映についての内容は第12条以降に記載しています。これらの条文を踏まえて、具体的に誰がどのようなことをしていくのかについては、今後、パンフレットなどでお知らせする予定です。その際には、わかりやすい表現や言葉を使用して、条例(案)要綱の内容への理解が深まるように工夫します。	AJ	こども・若者
21	全体	ちょっとよくわからん。	ご意見ありがとうございます。条例(案)要綱の考え方や内容をこどもや若者、おとなの皆さんに知ってもらい、理解してもらうことが重要だと考えています。そのため、条例(案)要綱の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成する予定です。条例(案)要綱の考え方や内容への理解が深まるよう、分かりやすい表現や言葉を使うなどの工夫をして、皆さんに条例の内容を知らせていきます。	AK	こども・若者
22	全体	特になし。よくわからない。		AL	こども・若者
23	全体	わからなかった。		AM	こども・若者
24	全体	実現できるようにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり、条例(案)要綱を実現していくことが重要であると考えています。市や育ち学ぶ施設などが連携・協力しながら、こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	AN	こども・若者
25	全体	子供や若者に対して要望を聞いたりして町を改善していくのはいいことだと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こどもや若者の皆さんの要望を聴くために、こども・若者の皆さんがまちづくりに参加できる機会をつくることが重要だと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、こども・若者の皆さんと対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法でこども・若者が意見を表明する機会をつくりたいです。 こども・若者に関する政策を、こども・若者の皆さんと対話しながら、一緒に決定することで「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	AO	こども・若者

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
26	全体	難しい話を学ぶのはいいことだ。	ご意見ありがとうございます。子ども・若者の権利について学ぶことは、子どもや若者、おとなにとって大切なことです。そして、条例(案)要綱を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらい、理解してもらうことが重要だと考えます。条例(案)要綱の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成する予定です。条例(案)要綱の考え方や内容への理解が深まるよう分かりやすい表現や言葉を使うなどの工夫をして、皆さんへお知らせしていきます。	AP	子ども・ 若者
27	全体	子どもの権利は大切。	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり、子どもの権利は生まれながらにして、だれもが持っている大切なものであり、その権利は守られるべきものです。条例(案)要綱では、子ども・若者の意見表明権と参加の保障について明らかにしています。子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	AQ	子ども・ 若者
28	全体	学校や生活でその意見をもとに市のみんなで大切にできるようにしたい。	ご意見ありがとうございます。学校や生活など色々な場面で子どもや若者の声大切にされるよう取り組んでいきたいと考えています。そのためにも、子ども・若者の皆さんが学校や日常生活のあらゆる場で、安心して意見を表明することができることが重要であると考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんに参加いただき意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくりまします。	AR	子ども・ 若者
29	全体	川西市にとって子供は貴重。	ご意見ありがとうございます。川西市は子どもの幸せを第一に考え、笑顔あふれる子どもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざしています。子ども・若者に関することを、子ども・若者の皆さんと対話しながらともに決定することが、子ども・若者の幸せを実現するという視点に立って「子ども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	AS	子ども・ 若者
30	全体	反対する。	条例(案)要綱に対するご意見をいただきありがとうございます。条例(案)要綱の制定にあたっては、反対のご意見を含めて様々な意見をお聴きしながらより良いものにする必要があると考えています。条例(案)要綱は、子ども・若者一人ひとりが主体として、自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながら一緒に決定することが、子ども・若者の幸せを実現するという視点に立っています。子どもや若者の皆さんが、この条例や市のまちづくりに安心して意見を表明したり、参加することができるように取り組みを進めていきますので、これからも意見を表明してもらえるとありがたいです。	AT	子ども・ 若者

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
31 ～ 41	全体	いいと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。これからは条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	M～W	子ども・ 若者
42	全体	自分たち小学生からしてもよかったと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。これからは条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	X	子ども・ 若者
43	全体	かなりいい案だと思うのでこのまま進めていってほしい。		Y	子ども・ 若者
44	全体	そのままで大丈夫です。		Z	子ども・ 若者
45	全体	そのままの方針でいいと思います。		AA	子ども・ 若者
46	全体	(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱に対して賛成。		AC	子ども・ 若者
47	【P.1】 前文	2つ目の話を途中で遮らず、最後まで聞くというところに共感しました。私たち中学生などの子供は、否定されると意見を発しにくくなるからです。	前文の子ども・若者のメッセージは、「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」に参加した皆さんが考えてくれました。この内容に共感するご意見をいただき、ありがとうございます。 子ども・若者の皆さんが色々な場面で頭ごなしに意見を否定されることなく、安心して意見を表明することができる環境づくりに向けて取り組んでいきます。	AV	子ども・ 若者
48	【P.6】 第16条 周知啓発	もう少しキャンペーンなどをしてほしい。	条例(案)要綱の周知について、ご意見いただきありがとうございます。 条例(案)要綱の内容や考え方について、子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらい、理解を深めていただくことが大切だと考えています。 条例の内容や市の取り組みを広報誌や市ホームページ、市公式SNSなどを使って、広くお知らせしていきます。	AU	子ども・ 若者

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
49	全体	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの「育み」を担保できる条例制定に賛成します。 「概要版」のパンフレットにはフリガナがありますが、条文にもフリガナを打ってはどうでしょうか。 元号表記とともに西暦併記にはどうでしょうか。 	<p>条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから表記をしていません。</p> <p>西暦併記に関しましては、今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>	AW-1	30歳以上
50	全体	<p>「中間支援」業務を主とするNPO法人で、長年、市民活動の推進に努めてきました。そのなかで、市民の公共性の涵養が重要と考え、さまざまな講座実施や交流の場の運営などを行ってきました。また、市民のエンパワメントを支援する相談にも注力してきましたが、今後、長期的視点でまちづくりを捉えた時、「シチズンシップ教育」が重要なのではないかと考えるようになりました。その対象は市民全般ではありますが、特に子どもたちにフォーカスして、単発ではなく継続的なプログラムで「シチズンシップ教育」が実施されれば、子どもたちの中に自然に「自治」の「種」「芽」が育まれるのではないかと、今回の条例はそれらを可能とするものではないかと期待しています。</p>	<p>シチズンシップ教育とは、一般的には、市民が社会に参加し、他人を尊重しながらその役割を果たすことができるようにするための教育といわれますが、「こども大綱」においても、こども・若者から意見聴取し反映することの意義として、こども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資することが示されています。大切な視点のひとつとして、条例(案)要綱の運用にあたってはご意見を参考にさせていただきます。</p>	AW-2	30歳以上
51	全体	<p>素晴らしい取り組みだと思います。この要求は対大人にフォーカスされているように感じますが、子ども自身も、他の子どもに対して同様に相手を尊重しなければならないということもあわせて理解して欲しいです。例えば学校内で意見を出しづらい風潮があるとして、その原因になっているのは意見を聞かない先生のことであれば、子ども同士の同調圧力のこともあるだろうと考えます。子ども・若者がのびのびと意見を表明できる社会になってほしいと願います。</p>	<p>条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こどもがお互いの意見や考えを尊重することについては、当事者であるこども・若者が考えた「こども・わか者のメッセージ」にも記載がされており、とても重要なことであると考えています。</p> <p>この条例(案)要綱の考え方や内容については、こども・若者にも理解を深めてもらうよう、学校等を通じてお知らせしていきます。</p> <p>こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざします。</p>	AX	30歳以上
52	全体	<p>今回の「こども・若者参加条例」にはがっかりした気持ちしかありません。なぜ素直に「子どもの権利条例」としないのでしょうか。参加：自分に関係するすべてのことについて、その内容を十分に知る機会があり、意見表明などの活動に主体的に関わることであります。主体的に参加できない子どもはどうすればいいのですか。声を聴かれにくい状況にあるこども・若者にどうアプローチするのですか。参加・意見表明の機会を提供するだけでは、子どもの権利は保障されません。子どもの権利の本質を見極め、もう一度根本から練り直していただきたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。意見表明・参加の機会を実現するための理念として、こども・若者の基本的人権の保障があるものと考えています。こどもの権利条約などに基づく、こども・若者の権利の保障について、第1条目的、第3条基本理念において規定しています。基本理念の下、こども・若者が主体として自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながらともに決定することが、こども・若者の幸せを実現するという観点で条例(案)要綱を作成しています。声を聴かれにくい状況にあるこども・若者に対しては、意見表明権を保障するために必要な支援を行う必要があると考えています。条例(案)要綱制定にあたり実施した支援者等へのヒアリングにより、年齢や発達段階に加え個別の状況に応じた配慮が必要であることが分かりましたので、こども・若者の状況を勘案し、情報の伝え方、わかりやすい表現や資料、意思のくみ取り方を工夫していきます。</p>	AY	30歳以上

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
53	【P.1】 前文	この要綱にある前文は子どもにも読めるようにと、平仮名が多く使われているがかえって読みづらいので通常文にフリガナを打ってはどうですか、そうすることで子どもが漢字に触れ勉強にもなるとおもうのですが。 (市の決意)以下は通常文となっており、そもそも主体者である子どもが読めなくては意味なく、前文を平仮名の多用していることとの整合性に欠けるとおもうのですが。これでは、はなから子どもを相手とする条例制定になら無いと思いません、フリガナを打つことはできませんか。	条例(案)要綱を作成するにあたっては、おとなだけで作成するのではなく、当事者である子ども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な考えのもと、取り組みを進めてきました。おとなの委員による「(仮称)子ども参加条例検討部会」だけでなく、9歳から29歳までの子ども・若者を対象とする「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名の子ども・若者が意見表明や条例について検討してきました。子ども・若者の意見の集大成として、子ども・若者のメッセージを前文に位置付けています。こうした策定までのプロセスを大切にしたいと考えていることから、前文の子ども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから、ひらがな表記としています。今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。	BB-4	30歳以上
54	【P.2】 第2条 定義	第2条の(9)の文中「児童発達支援」と有りますが、これは施設では無いのではないですか。	ご指摘のとおり児童発達支援は障害児通所支援サービスの一つのため「児童発達支援事業所」に修正します。	BB-3	30歳以上
55	【P.4】 第5条 子ども・若者の参加	・第5条は「…参加する権利が保障される」とすべきである。	子ども・若者の参加は、子ども・若者の意見表明権を実現するために取り組まなければならない大切なことであるため、第5条において「子ども・若者はまちづくり及び多様な社会的活動に参加することができる。」と明記したものです。これは、子ども・若者が参加する権利を保障することを包含するものと考えています。	BA-3	30歳以上
56	【P.4】 第5条 子ども・若者の参加 第7条 育ち学ぶ施設の役割 など	非常に重要な条例であると考えます。 子ども・若者が、政治や社会は自分達一人一人が関わる極身近なものであると感じられるよう、家庭や教育の場を通して努力することは我々大人の責任です。 この条例に沿って、具体的な動きが活発になり、将来により影響をもたらすことを大いに期待しています。 一点だけ、細かい表現について疑問があります。 第5条や第7条2などにおいて、「子ども・若者」が「社会的活動」に「参加」する旨が記載されていますが、『主体的に』『能動的な』関わりであることは明記しなくてよいのでしょうか？概要版パンフレットには明記されていますし、重要な点と認識しています。	ご意見のとおり、おとなの皆さんにもしっかりと条例(案)要綱の趣旨を理解してもらうことが重要だと考えています。子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざします。 「参加」の概念については、第2条第5号において、「活動に主体的に関与すること」と定義付けており、第5条や第7条2項における「参加」についても、主体的な関与を意味するものです。	AB	30歳以上
57	【P.4】 第8条 保護者の役割	第8条文中「保障するよう努めるものとする。」と有りますが、近年の保護者が子ども相手に起こす悲惨な事件を多々見聞する状況に鑑み、こは強く保護者の注意喚起を図るため「保障する義務を負うものとする。」としてはどうですか。	子ども・若者が幸せに暮らすことができる社会を実現するために、保護者の果たす役割は重要であると考えます。一方で、子育て当事者である保護者を社会全体で支援することも重要であることから、第8条の規定が保護者の過重な負担とならないよう努力義務規定としています。	BB-2	30歳以上

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
58	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこ ども・若者の意見の 聴取及び反映 第13条 声を聴かれにくい 状況にあるこ ども・若者の意見の 聴取及び反映	これは申し上げるのは失礼かもしれませんが、第12条、第13条で市の責務が多々書かれています。今でもかなりハードワークな職場環境の中で対応可能ですか？絵に描いた餅とならなければ良いのですが。	ご意見のとおり、条例の実効性を高めることが重要であると認識しています。取り組みにあたっては、関係機関や関係部署が連携・協力しながら、PDCAサイクルに沿って事業を計画的に進めていきます。	BB-1	30歳 以上
59	【P.6】 第16条 周知啓発	この条例を川西市の全ての人に行き渡るようにしっかりと周知して欲しい。	条例(案)要綱の考え方や内容について、子ども・若者、おとなの皆さんに知らせて、理解を深めてもらうことが大切だと考えています。条例(案)要綱を広報誌や市ホームページ、市公式SNSなどを使って、子ども・若者、おとなの皆さんに知らせていきます。	AZ-2	30歳 以上
60	【P.6】 第20条 子ども・若者の権 利擁護及び救済	・第20条の第1項「第4条に規定する」は削除すべきである。オンブズパーソンへの申立ての範囲は第4条に限られるものではない。	ご指摘のとおり本市のオンブズパーソンへの申立ての範囲は第4条に規定する内容のみに限定しているものではないと認識しておりますが、第20条の規定は、条例(案)要綱に基づく権利擁護及び救済の手法を定める条項であるため、第4条に定める内容のみに限定しており、そのうえで第1項において本市の強みでもある子どもの人権オンブズパーソン制度の活用について言及しているものです。	BA-1	30歳 以上
61	【P.6】 第20条 子ども・若者の権 利擁護及び救済	・第20条の第2項と第1項の関係が不明確。オンブズパーソンとは別の制度を設けるのか？「若者」が入っているからなのか。その場合も「子ども・若者は…」としているにはなぜか？	第20条の第1項は、子どもの人権オンブズパーソン制度に基づき、原則として18歳未満を対象とした権利擁護及び救済の規定であり、それに対し、第2項は、条例(案)要綱に基づく権利擁護及び救済の手法として、広く子ども・若者全般の権利擁護及び救済について規定しているものです。	BA-2	30歳 以上
62	【P.6】 第20条 子ども・若者の権 利擁護及び救済	誰にどのように助けを求めれば良いのかもしっかりと伝えて欲しい。	虐待や体罰、いじめ等により子ども・若者の権利が脅かされたりした場合などは、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例に基づいた相談や救済の申立てをすることができることを第20条第1項に規定しています。また、同条第2項では、条例(案)要綱に基づく権利擁護及び救済の手法として、広く子ども・若者全般の権利擁護及び救済について規定しています。これらの内容も含めた条例の内容については、別途作成するパンフレット等も活用しながら周知していきます。	AZ-1	30歳 以上

(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)要綱に係る
市議会意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	【P.1】 前文	前文の子ども・わか者のメッセージについて、子ども・若者たちのメッセージを尊重してというところは理解をしますが、前文ではひらがなのところが条文のところでは漢字となっているため、条例としては統一をした方がよいのではないかと思います。	条例(案)要綱を作成するにあたっては、おとなだけで作成するのではなく、当事者である子ども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な考えのもと、取り組みを進めてきました。 おとなの委員による「(仮称)子ども参加条例検討部会」だけでなく、9歳から29歳までの子ども・若者を対象とする「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名の子ども・若者が意見表明や条例について検討してきました。子ども・若者の意見の集大成として、子ども・若者のメッセージを前文に位置付けています。 こうした策定までのプロセスを大切にしたいと考えていることから、前文の子ども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。 フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから、ひらがな表記としています。今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。
2	【P.1】 前文	前文の子ども・わか者のメッセージの大切にしてほしい6つの気持ち3つ目について、他の5つは市の決意のところを保障したり担保したりしている記載があるのですが、3つ目ところは市の決意ではなく、第4条の3の「表明したことによる不当な不利益を受けない」という部分しかないのではないかと思います。他に保障や担保している部分があればご教示ください。	ご意見の部分については、第12条の5項が該当し、安心して意見を表明できる環境整備の中に含まれています。
3	【P.1】 前文 【P.5】 第11条 保護者への支援	保護者は子どもの一番近くにいる存在であり、身近でサポートしていく立場であるという観点からいきますと、保護者に協力していただくことは必須であると思います。市から保護者へのお願いやメッセージについて、前文の市の決意に記載をすることは非常に重要な観点ではないかと思えます。	(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱は、子ども・若者の意見表明権を保障し、その意見が尊重され、子ども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざしていくものであり、その趣旨を前文に市の決意として記載しています。ご意見の保護者への支援につきましては重要な視点であると考えています。第11条において、市や育ち学ぶ施設、団体、市民等が保護者への支援を行っていくことを規定しており、今後の周知啓発の中で保護者への支援についても広く伝えていきます。
4	【P.1】 前文 【P.5】 第11条 保護者への支援	子ども・若者が真ん中という趣旨は理解しますが、身近にいる保護者が子どもと一緒に考えていくというプロセスの中で、保護者へ支援をお願いしていくことは非常に重要だと考えています。保護者なくしてこの条例(案)要綱が継続していくことは難しいと感じておりまして、保護者へのサポートや支援についての市のメッセージがあればよいのではないかと思います。	(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱は、子ども・若者の意見表明権を保障し、その意見が尊重され、子ども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざしていくものであり、その趣旨を前文に市の決意として記載しています。ご意見の保護者への支援につきましては重要な視点であると考えています。第11条において、市や育ち学ぶ施設、団体、市民等が保護者への支援を行っていくことを規定しており、今後の周知啓発の中で保護者への支援についても広く伝えていきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
5	【P.1】 前文	前文のこども・わか者のメッセージについて、ひらがなを交えたこのような形で条例にあえて記載する必要があるのでしょうか。こども・若者からこういったメッセージや意見があったということを普通に書けばよいのに、なぜこのようなパフォーマンス的な表現となっているのか疑問に思いますし、そう感じる市民の方もいると思いますので、少し検討いただいた方がよいのではないかと思います。	条例(案)要綱を作成するにあたっては、おとなだけで作成するのではなく、当事者であるこども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な考えのもと、取り組みを進めてきました。 おとなの委員による「(仮称)こども参加条例検討部会」だけでなく、9歳から29歳までのこども・若者を対象とする「こども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名のこども・若者が意見表明や条例について検討してきました。こども・若者の意見の集大成として、こども・若者のメッセージを前文に位置付けています。 こうした策定までのプロセスを大切にしたいと考えていることから、前文のこども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。 フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから、ひらがな表記としています。今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。
6	【P.2】 第1条 目的	保護者や市民がこの条例に基づいた取り組みをすることで、こども・若者が幸せになって、みんなが幸せになるといったことが分かる文章があった方がよいと思う。第1条の目的のところにそういった内容の記載はありますが、他のところにも記載いただければと思います。	条例(案)要綱の目的や趣旨につきましては、パンフレットの作成やその他周知啓発を行っていく中で、広く市民のみならずさまに伝わるよう工夫していきます。
7	【P.2】 第2条 定義	第2条の定義について、(1) こどもと(2) 若者のいずれにも、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」が入っており、(1) は18歳未満の全ての者という記載にし、(2) で「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」記載をした方がわかりやすいのではないのでしょうか。	「こども」の記載内容を「18歳未満の全ての者」とした場合、18歳となった時点で「若者」と規定されることから、例えば同じ高校生であってもこどもと若者が混在することが生じます。若者の定義についても、さまざまな事情や困難を有するなどの理由により、明確に年齢のみで区切ることが適切でない場合が想定されるため、このような記載としています。
8	【P.2】 第2条 定義	第2条の定義の(13) こども・若者施策について、どのような施策が対象となるのか、その範囲などは決めているのでしょうか。	こども・若者施策については、母子保健、子育て支援、教育保育、児童虐待防止、若者支援、その他の幅広い施策が対象となっていくと想定をしていますが、現時点では、明確に対象や範囲を限定するものではありません。今後、条例に基づいた取り組みを進めていく中で、各担当部署と協議をしながら検討していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
9	【P.2】 第2条 定義	第2条の(11)団体について、括弧書きの最後の句読点は不要ではないでしょうか。	ご意見の句読点については、条例の形式上のルールとして必要なものとなっております。
10	【P.2】 第2条 定義	条例の対象年齢は29歳までとなっておりますが、子ども・若者未来計画では39歳までとなっており、互に関連するものだと思いますので、その整合性はどのようにお考えでしょうか。	子ども・若者未来計画では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を対象とすることから、対象年齢を39歳までとしています。 条例(案)要綱においても、30歳以上であっても困難を有する若者等については対象とすることとしており、条例と計画の整合性は図られているものと考えています。
11	【P.3】 第3条 基本理念	第3条基本理念の(2)にて、「全ての子ども・若者は虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ」とあり、守られるというのは当然であり重要なことだと思いますが、守られない場合の理念というのも大事だと思います。市の決意などを記載するのであれば、もし守られない場合の対応というのも、決意表明しても良いのではないかと思います。	虐待や体罰、いじめ等により子ども・若者の権利が脅かされたりした場合などは、川西市子ども的人権オンブズパーソン条例に基づいた相談や救済の申立てをすることができることを第20条に規定しています。
12	【P.3】 第3条 基本理念	第3条基本理念の(2)の3行目、「自然」とありますがこれはどのようなものでしょうか。スポーツや芸術などは理解できるのですが、「自然」だけではどのようなものか理解するのが難しいのではないかと思いますので、表現を検討していただきたいです。	「自然」は一般的には、人間の手が加わっていない物や状態を意味しますが、条例(案)要綱では山や川、里山などに関わる自然体験、自然活動のほか自然に関する学習などを想定しています。自然に関わる体験や学習を含む包括的な概念として使用しており、幅広い活動を想定しているため、記載の表現のままとします。
13	【P.4】 第7条 育ち学ぶ施設の役割 第8条 保護者の役割 第9条 団体の役割	育ち学ぶ施設や保護者、団体などに対して、条例に基づいた取り組みを求めるだけではなく、市がしっかりと支援していくといった言葉があった方がよいと思います。	子ども・若者の意見表明権を保障するためには、育ち学ぶ施設や保護者、団体などそれぞれが自らの役割を果たしていくことが重要です。条文として記載するものではありませんが、市としましては、それぞれがその役割を果たすために必要な支援や周知などの取り組みを行っていきます。
14	【P.5】 第11条 保護者への支援	保護者への支援について、保護者がその役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するということも記載されており、とても大事だと思っていますので、今後具体的な取り組みを進めて行く際には、条例(案)要綱に記載されている内容をしっかりと網羅できるように進めていただきたいと思っています。	保護者の支援は、市の関係部署、学校園所をはじめとした育ち学ぶ施設、団体等が連携協力することが重要であると認識しています。今後においても、関係機関等と連携を図りながら保護者の支援に取り組めます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
15	【P.5】 第12条 子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映	子ども・若者に意見表明をしてもらおうと思うと、意見表明をしてほしい内容についてまず知ってもらう必要があり、内容がわからない子ども・若者や声を聴かれにくい状況にある子ども・若者に対して、市がしっかりと配慮して環境を整備していくことがとても大事であると思います。	第12条2項に記載のとおり、子ども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができるよう取り組みます。その際には、子ども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、わかりやすい表現を使用していきます。また、声を聴かれにくい状況にある子ども・若者に対しては、第13条に基づき、その意思をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努めます。
16	【P.5】 第12条 子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映	対話の中で直接意見を聴くなどさまざまな方法があるかと思っておりますので、そういった方法も駆使し、一方通行の情報発信ではなく双方向でいただけた方が良いと思います。意見をしっかりと受け止めてもらえたことは、子ども・若者の自己肯定感にも繋がると思っておりますので、意見を聴いただけで終わってしまったら、形式的な意見聴取となることのないよう工夫をしてほしいと思います。	子ども・若者が安心して意見を表明することができる環境をつくり、対話を通じて意見を聴く場づくりに取り組むことをはじめ、子ども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、さまざまな意見聴取の手法を取り入れるよう努めます。
17	【P.5】 第12条 子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映	第12条子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映について、価値観を事前に子ども・若者に押しつけてしまうと意見もねじ曲がってしまうおそれがあるため、市として意見を聴く上で、価値観を押しつけないといったことが大事ではないかと思っております。	おとなの考えや意見だけで子ども・若者施策等に関することを決めるのではなく、子ども・若者から意見を聴き、対話をしながら決定することが、子ども・若者の幸せにつながると考えています。おとなの意見を押しつけることなどが無いよう、職員研修等を通じて、子ども・若者が安心して自由に意見を表明できる場や環境を整備していきます。
18	【P.5】 第12条 子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映	第12条子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映について、子ども・若者の意見をどのように反映させていくのかというプロセスの透明性は明文化されていないと思っておりますが、議論などはされたのでしょうか。	検討にあたっては、学識経験者や社会福祉協議会、子育て支援団体、困難を有する若者の支援団体の方などで構成する条例検討部会を設置し、意見聴取の方法や反映についても審議していただきました。ご意見のとおり、意見を聴取する際には、聴取した意見を反映するプロセスについて、説明する必要があると考えています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
19	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこども・若者の意見の 聴取及び反映	第12条子ども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映にて、市は秘密は守るということを示した方が良いと思うので1度検討いただけたらと思います。	ご意見の「市は秘密を守る」ことについては、第12条の5項が該当し、安心して意見を表明できる環境整備の中に含まれています。「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」においても、秘密を守ることは市と参加者全員の共通ルールとして進めてきました。今後、条例に基づいた取り組みを進める上では、運用のガイドライン等で明示していきます。
20	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこども・若者の意見の 聴取及び反映	こども・若者から意見を聴くだけでなく、聴いて協議をして、どうしていくのかを一緒に考えるというプロセスがこども・若者にとって大切だと思いますので、そういった仕組みをつくっていただきたいと思ひます。	ご意見を踏まえ、こども・若者が多様な意見に触れ、対話をして、一緒に考えるというプロセスを仕組みとして実施できるよう取り組んでいきたいと考えています。
21	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこども・若者の意見の 聴取及び反映	どの施策がこども・若者に関係するもので、こども・若者の意見を聴くのはこの施策だということを大人が判断して決めるのではなく、当事者であるこども・若者から意見を聴いて決めるといった姿勢を市として持ってもらいたいと思ひます。	ご意見のとおり、市が設定するテーマに限定するのではなく、当事者であるこども・若者からテーマについて意見を聴くという取り組みも重要であると考えています。なお、第12条の7項では、随時意見を聴取する窓口を明確にすることを規定しており、市としてはこども・若者から常に意見を聴く姿勢を示していきたいと考えています。
22	【P.6】 第15条 人材育成	第15条人材育成について、どのようなイメージかを教えていただけませんか。	「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」では、市の若手職員が各グループのファシリテーターとして参加し、こども・若者が安心して意見を言える場づくりに取り組みました。今後においても、市職員を対象に専門家による研修やこども・若者の意見聴取や参加の場に関わる機会を通じて、人材育成に取り組んでいきたいと考えています。
23	【P.6】 第16条 周知啓発	市外の学校などに通っているこどもへの対応や多言語への対応、年齢や発達段階に応じた情報発信についての市のお考えをお聞かせください。	市外の学校などに通っているこどもに対しては、市広報誌や市ホームページに加え、市の公式SNS等も活用して情報発信をしていきます。多言語への対応につきましては、自動翻訳ツール等を活用し取り組んでいきます。条例(案)要綱制定にあたり実施した支援者等へのヒアリングにより、年齢や発達段階に加え個別の状況に応じた配慮が必要であることが分かりましたので、こども・若者の状況を勘案し、情報の伝え方、わかりやすい表現や資料、意思のくみ取り方等を工夫していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
24	【P.6】 第16条 周知啓発	条例の周知啓発について、どのようなことを検討されているのでしょうか。	市広報誌での特集記事やパンフレットの配布、市ホームページへの掲載をはじめ、市公式SNS等を通じて広く市民へ周知していく予定としています。
25	【P.6】 第19条 評価と検証	条例の評価検証だけではなく、継続してこどもの権利などの実態調査をし、その報告をしていく必要があると思います。条例を実効性のあるものにするためには、市民のみなさまに条例が大事だと思って理解をいただき、こども・若者から評価をもらい、そしてそれを公表するといったきっちりとしたシステムが必要だと思いたいますが、いかがでしょうか。	ご意見のとおり、子ども・若者未来会議における評価検証にあたっては、当事者であるこども・若者の視点で評価をして公表をしていくことが大切であると考えています。こどもの権利などの実態調査を継続的に実施することについては、現時点では予定しておりませんが、条例に基づいた取り組みを市民へ広く周知するとともに、より多くの市民のみなさまが条例への理解を深められるよう周知啓発していきます。
26	【P.6】 第19条 評価と検証	子ども・若者未来会議にて、条例の評価や検証を行っていくということですが、会議ではさまざまなことを審議されているかと思いたいますので、それだけで十分だと思いたいますでしょうか。	子ども・若者未来会議は、学識経験者や事業従事者、未就学児や小学生の保護者、若者などで構成しており、それぞれの立場からご意見を賜り、審議をしていただくものです。同会議は、こどもや若者に関する政策を総合的に管轄するものであり、条例の評価検証についても同会議において一体的に行うことが最も適切であると思いたいます。
27	【P.6】 第19条 評価と検証	施策の実施状況の評価と検証は非常に重要だと思いたいますので、評価及び検証についてより具体的な内容の記載を期待していることと、公表の方法やあり方についてもしっかりと記載していただきたいと思いたいます。	施策の実施状況の評価と検証は重要であると認識しています。条文として詳細を記載するものではありませんが、子ども・若者未来会議において学識経験者や事業従事者、未就学児や小学生の保護者、若者などそれぞれの立場から評価検証していただき、公表のあり方などについても同会議の意見を踏まえて実施していきたく思いたっています。
28	概要版パンフレット (全体)	概要版パンフレット5ページの団体の括弧書きの最後がひらがなの「など」になっていますが、7ページのその他の取り組みの市の公募では「等」でふりがなが「とう」となっています。何か使い分けている意図があればよいのですが、ないようならば統一をした方がよいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、名詞に含まれるものを除き、ひらがなの「など」に統一します。
29	概要版パンフレット (表紙)	資料3の概要版パンフレットについて、「こども・若者のみなさんが主人公です」といったキャッチコピーやメッセージがあった方がよいのではないかと思いたいますので、ご検討いただきたいと思いたいます。	ご意見を踏まえ、表紙に「こども・若者の意見を届けよう！こども・若者の意見を受け止めよう！」を加筆します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
30	概要版パンフレット (表紙)	概要版パンフレットの表紙右上の車椅子に乗ったイラストについて、きちんと座っていないように見えます。この姿勢だと、前に体重が掛かって転倒してしまう前の状態に捉えられる可能性があるため、車輪をちゃんと持つなどイラストを検討頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、車いすにしっかりと腰をおろし、ひじ掛けをもったイラストに修正します。
31	概要版パンフレット (P.3)	概要版パンフレットの3ページの下部の市のメッセージについて、文章が長いと感じます。こども・若者に読んでもらいたいという趣旨で作成されていると思いますので、読みやすくわかりやすい文章にしていればと思います。	ご意見を踏まえ、表現を修正します。
32	概要版パンフレット (P.5)	概要版パンフレットの5ページ、育ち学ぶ施設の下から2行目に「重要性を理解できるように導き」とありますが、この「導き」という言葉が適切かと思うところがあり、例えば「ともに考え」などという言葉でも良いのではないかと思います。	ご意見を踏まえ、「理解できるように導き」の文言を「わかりやすく伝え」に修正をします。
33	概要版パンフレット (P.5)	概要版パンフレットの5ページ、団体は自治会やコミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなどですが、この団体のイラストのイメージでは少しイメージがしにくいと思います。イラストについてご検討いただければと思います。	ご意見を踏まえ、地域清掃などの活動を行っているイラストに修正します。
34	概要版パンフレット (P.6)	概要版パンフレットの6ページの「意見を聴く窓口をお知らせします」という部分について、「いつでも」という表現がありますので、例えばSNSでいつでも意見を言うことができるといったことを想定されているのでしょうか。	こどもや若者が意見を表明しやすい手法を設けることが重要であると認識しています。SNSも有効な手段の一つとして検討したいと考えています。
35	概要版パンフレット (P.6)	概要版パンフレットの6ページの「意見を聞く窓口をお知らせします」の説明にて、そのまま読むとこども・若者から聴いた情報をみんなに知らせますと受け止められる可能性もあると思いますので、「その情報を」という文言は削除した方がよいと思います。	ご意見を踏まえ、「その情報を」の文言を削除します。
36	その他	意見募集の際には概要版パンフレットを作成されるなど工夫をされていますが、提出いただいた意見への回答を公表する際の工夫などはされる予定でしょうか。従来のパブリックコメントの回答方法ではなく、意見を提出したこども・若者が報われるような回答方法について工夫をしていただきたいです。	こども・若者の皆さんからいただいた意見につきましては、こども・若者からのご意見として分けて整理し、市の検討結果は、出来る限り分かりやすい言葉や表現で記載したいと考えています。また、別途、リーフレット形式でこども・若者の意見と市の対応をまとめた資料を作成し、学校等に配布する予定です。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
37	その他	令和7年4月以降、推進計画や行動計画を作成されるかと思いますが、具体的な内容が決まってから議会へ報告をされるのか、検討段階で報告をいただけるのか、そのあたりを教えてください。	第2期子ども・若者未来計画に条例(案)要綱に基づいた施策展開を掲載することとしており、同計画は令和6年度中に策定予定です。計画策定後に市議会へ資料提供いたします。
38	その他	この条例を学校現場の教育としてどのように反映していくのか、お考えがあればご教示ください。	学校現場では子ども基本法が施行された後、子どもの権利学習をすでに実施しています。また、市と教育委員会が学校を訪問して児童生徒と意見交換を実施するなど、今後も市と市教育委員会が連携・協力しながら取り組んでいきたいと考えています。
39	その他	他市では、子ども基本法や子どもの権利条約などを包括した条例を策定しているところもありますが、本市は川西市子どもの人権オンブズパーソン条例があり、今回の条例との二本立てという理解でよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例と、子ども・若者の意見表明権や参加を保障する本条例が両輪となって、取り組みを進めてまいります。
40	その他	条例策定にあたり、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例との整合性や必要に応じて川西市子どもの人権オンブズパーソン条例を改正するようなことは検討されましたか。	策定にあたっては、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例との整合性についてオンブズパーソン事務局と調整を図ってきました。本条例の制定により、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例を改正する必要はないと認識しています。
41	その他	条例の内容を理解するうえで、逐条解説のようなものはとても大事になると思いますので、条例を施行する時には、逐条解説をあわせて示していただきたい。	ご意見の逐条解説のような資料が必要であると認識しています。作成した資料は公表したいと考えています。
42	その他	令和7年度の予算では、条例に向けての取り組みや保護者への支援など条例に関するものが計上されるという認識でよろしいでしょうか。	
43	その他	この条例(案)要綱に基づいて、さまざまな事業を展開していくためには莫大な予算が必要になるのではないかと考えています。情報提供1つにしても、広報誌やホームページ、掲示板のあり方、市の会議への参加のあり方など、どのように考えておられるのでしょうか。	条例(案)要綱に基づいた取り組みを進めていくために必要な予算につきましては、令和7年度の当初予算で計上していきます。

(仮称) 川西市子ども・若者参加条例 (案) 要綱
修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
要綱 3 ページ 2 条 9 号	育ち学ぶ施設 地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援、学校、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。	育ち学ぶ施設 地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所、学校、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス事業所等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。	ご意見を踏まえ、修正しました。
概要版パンフレット 全体	とう等	など	ご意見を踏まえ、名詞に含まれる物を除き、表記を統一しました。
概要版パンフレット 表紙	(なし)	こども・ ^{わかもの} 若者の ^{いけん} 意見を ^{とど} 届けよう！ こども・ ^{わかもの} 若者の ^{いけん} 意見を ^う 受け ^と 止めよう！	ご意見を踏まえ、キャッチフレーズを追加しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
概要版パンフレット表紙	(修正前イラスト)	(修正後イラスト)	ご意見を踏まえ、車いすのイラストを修正しました。
概要版パンフレット3ページ 子ども・若者たちからのメッセージをしっかりと受け止めて	<p>かわにしし かんが いけん 川西市は、おとなの 考 えや意見だけで、子ども・</p> <p>わかもの かん 若者に関することを決めるのではなく、子ども・</p> <p>わかものひとり しゅたい じぶん 若者一人ひとりが主体として、自分のことについて</p> <p>かんが いけん ひょうめい たいわ けつてい 考 え、意見を表明し、対話しながらともに決定す</p> <p>ることが子ども・若者の 幸せを実現するという</p> <p>してん た わかもの しあわ 視点に立ち、「子ども・若者が 幸せになるまちづく</p> <p>り」を進めます。</p>	<p>かわにしし かんが いけん 川西市は、おとなの 考 えや意見だけで、子ども・</p> <p>わかもの かん 若者に関することを決めるのではなく、子ども・</p> <p>わかもの いけん き わかもの 若者の意見を聴き、子ども・若者とともに「子ども・</p> <p>わかもの しあわ 若者が 幸せになるまちづくり」を進めます。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
概要版パンフレット5ページ 【それぞれの役割】 育ち学ぶ施設	<p>(プレイルーム、保育所、幼稚園、認定子ども園、</p> <p>じどうはつたつしえん がっこう る す かていじどういくせい 児童発達支援、学校、留守家庭児童育成クラブ、</p> <p>ほうかごとう 放課後等デイサービスなど)</p>	<p>(プレイルーム、保育所、幼稚園、認定子ども園、</p> <p>じどうはつたつしえんじぎょうしょ がっこう る す かていじどういくせい 児童発達支援事業所、学校、留守家庭児童育成ク</p> <p>ラブ、放課後等デイサービス事業所など)</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
概要版パンフレット 5ページ 【それぞれの役割】 育ち学ぶ施設	かわにしし ほごしゃ だんたいおよ しみんどう きょうりよく 川西市、保護者、団体及び市民等と協力し、こ ども・若者に意見表明の機会やまちづくり等に さんか きかい じゅうようせい りかい みちび 参加する機会の重要性を理解できるように導き、 こども・若者のまちづくり等への参加を支援しま す。	かわにしし ほごしゃ だんたいおよ しみん きょうりよく 川西市、保護者、団体及び市民などと協力し、 こども・若者に意見表明の機会やまちづくりなど さんか きかい じゅうようせい つた に参加する機会の重要性をわかりやすく伝え、こ ども・若者のまちづくりなどへの参加を支援しま す。	ご意見を踏まえ、修正しました。
概要版パンフレット 5ページ	(修正前イラスト)	(修正後イラスト)	ご意見を踏まえ、団体のイラストを修正しました。
概要版パンフレット 6ページ 意見を聴く窓口をお知らせします	こどもや若者がいつでも意見を伝えられる窓口 ようい じょうほう し を用意して、 その情報 をみんなに知らせます。	こどもや若者がいつでも意見を伝えられる窓口 ようい し を用意して、みんなに知らせます。	ご意見を踏まえ、修正しました。

わかも の いけん とど
こども・若者の意見を届けよう！
わかも の いけん う とど
こども・若者の意見を受け止めよう！



がいようばん
概要版

かわにしし
川西市

かしょう
(仮称)

わかもの
こども・若者

さん が じょう れい
参加条例

あん
(案)
ようこう
要綱



わかも の ば
すべてのこども・若者があらゆる場で
あんしん いけん ひょうめい
安心して意見を表明することができ、
さんか きかい ほししょう
まちづくりなどに参加する機会が保障される
まちをめざします



かわにしし みらいぶ せいさくか
川西市 こども未来部 こども政策課

かしょう かわにしし わかものさんかじょうれい (仮称)川西市子ども・若者参加条例をつくります (1条、3条)

かわにしし わかもの いけんひょうめい さんか きかい まも じょうれい
川西市では、子ども・若者の意見表明や参加の機会を守っていくためのルール(条例)づくり
すす すす つぎ きほんてき かんが かつ たいせつ
を進めています。このルールでは、次の4つを基本的な考え方とし、大切にします。

じょうれい たいせつ きほんてき かんが かつ きほんりねん だい じょう 条例で大切にすることを基本的な考え方(基本理念・第3条)

- しそう じんしゅ こくせき しょう う む せい かていかんきょう りゆう
思想、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境など、どんな理由にお
いても差別されず、その基本的人権が守られること。
- ぎゃくたい たいばつ ぼうりよく まも ねんれい せいちょう おう
虐待や体罰、いじめなどの暴力から守られ、年齢や成長に応じて、
あんぜん あんしん せいかつ まも がっこう べんきょう
安全に安心して生活できることが守られること。また、学校で勉強をし
たり、スポーツをしたり、ゆっくり休んだり、遊んだりするなど、さまざまな
かつどう さんか きかい まも こころ からだ すこ せいちょう
活動に参加する機会が守られ、心も身体も健やかに成長することが守
られること。
- じぶん かんが じゆう いけん ひょうめい きかい かくほ
自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、そ
の意見は子ども・若者の最善の利益となるように大切にされること。
- わかもの かん き おこな わかもの
子ども・若者に関することが決められ、行われるときは、子ども・若者の
たちば わかもの げんざいおよ しょうらい さいぜん りえき ゆうせん
立場から、子ども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先さ
れること。

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約

「4つの原則」

さべつ きんし
差別の
禁止

せいめい せいぞん
生命、生存
および発達に
対する権利

こどもの
いけん さんちょう
意見の尊重

こどもの
さいぜん りえき
最善の利益*

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約ってなに？

こ けんりじょうやく せかいてき やくそく こ けんり かん さだ
子どもの権利条約とは、世界的な約束ごととして子どもの権利に関することが定められたもので
あり、日本も平成6年(1994年)にこの条約を結びました。令和5年(2023年)に施行されたこ
も基本法もこの条約の考えにもとづいたものです。子どもの権利条約の定めるさまざまな権利に
きょうつう たいせつ かんが かつ げんそく つぎ せいり
共通する大切な考え方は、「4つの原則」とよばれており、次のように整理されます。

- せいめい せいぞんおよ ほんたつ たい けんり
生命、生存及び発達に対する権利
- さいぜん りえき
子どもの最善の利益*
- いけん さんちょう
子どもの意見の尊重
- さべつ きんし
差別の禁止

かしょう かわにしし わかものさんかじょうれい あん こ けんりじょうやく
(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)は、子どもの権利条約とこども
きほんほう さだ きほんりねん げんそく かん
基本法などにもとづき定められ、基本理念についても、この4つの原則と関
れんづ
連付いています。



*子どもの最善の利益：子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

ことば いみ ていぎ 言葉の意味 (定義) (2条)

わかものさん かじょうれい わかもの ことば つぎ いみ しよう
子ども・若者参加条例では、子どもや若者など、それぞれの言葉を次のような意味で使用して
います。

さいみまん ひと
子ども：18歳未満の人※1

わか もの さい さい ひと
若者：18歳から29歳までの人※2

※1、2…それぞれに該当する年齢と等しく権利を認める必要がある人も含む

い けん ことばまた ひょうじょう みぶ げんご ほうほう ひょうげん
意見：言葉又は表情や身振りなど言語によらない方法により表現された
もの

さん か じぶん かんけい ないよう じゅうぶん し きかい いけんひょうめい
参加：自分に関係するすべてのことについて、その内容を十分に知る機会があり、意見表明など
の活動に主体的に関わること

こえ き 声を聴かれにくい状況にある子ども・若者：

ねんれい ころろ からだ せいちようじょうきょう せいかつかんきょう しゃかいかんきょう りゆう じぶん おも
年齢、心と身体の成長状況、生活環境、社会環境などの理由により、自分の思っているこ
とや考えを表明することが困難な子ども・若者



わかもの いけんひょうめい じょうれいけんとうぶかい 子ども・若者による意見表明の条例検討部会

じょうれい この条例をつくるにあたり、当事者である子ども・若者のみなさんの考えや想いを条例に
はんえい はんえい わかもの いけんひょうめい じょうれいけんとうぶかい た あ いけんひょうめい
反映するために、「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、意見表明につ
いてのワークショップなどを実施しました。

つぎ さいさい わかもの
次のページに記載している子ども・若者たちのメッセ
ージは、参加されたみなさんからの考えや想いが込
められたものであり、条例の前文に構成させています。



←市HPはこちらから

[https://www.city.kawanishi.
hyogo.jp/kurashi/kosodate/
1000597/1019475.html](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1019475.html)



わかもの つぎ
子ども・若者たちのメッセージは次のページへ！



わかもの こども・若者たちからのメッセージ

わたしたちこども・わか者は、一人ひとりがさまざまなこせいやのう力を持つ今を生きているそんざいであり、みらいへの大きなかのうせいをひめています。

わたしたちこども・わか者は、どのような理由があってもさべつされず、まわりのおとなからのあいじょうや思いやりの中で安心して毎日をくらすことができ、ゆめやきぼうを持ってせい長し、一人ひとりが思いえがく幸せをかなえることができるけんりを生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明するけんりを持っています。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えを表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしてほしいです。

こども・わか者が自分の意見や考えを表明するときに大切にしてほしいこと

- きんちょうするときもあります。意見や考えをきくときには、やさしくあたたかい目で見て、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにきいて、こたえてほしいです。
- まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに、さい後までしっかりときいてほしいです。ちがう意見や考えでも、頭ごなしにひ定しないでほしいです。
- つたえた意見や考えをおやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしてほしいとつたえたことを他の人に言うときには、きよかをとってほしいです。
- 少数はの意見や考えに対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです。
- つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。
- 安心して意見や考えをつたえることができるふんい気やかんきょうをつくってほしいです。

わたしたちこども・わか者は、心とからだのじょうたいや育ってきたかんきょう、今おかれているじょうきょうなどにより、自分の意見や考えをうまくつたえることができないときがあります。そんなときは急かさなで、ゆっくりと耳をかたむけ、よりそってください。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えをつたえることは、ときにはゆう気がいりますが、自分のためやだれかのために意見や考えをつたえていきます。

わたしたちこども・わか者は、たがいの意見や考えをそん重し、わたしたちこども・わか者にとってもっともよいこととおとなといっしょに考えていきます。



わかもの こども・若者たちからのメッセージをしっかりと受け止めて

川西市は、おとなの考えや意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者の意見を聴き、こども・若者とともに「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めます。

また、すべてのこども・若者が、社会の一員として、家庭や学校、地域などの場で、自分に関わるあらゆることに気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざします。



わかものさんかじょうれい ほししょう こども・若者参加条例で保障していくこと (4条、5条)

この条例で、次の内容が保障されるよう取り組んでいきます。



わかもの いけんひょうめいけん こども・若者の意見表明権

- 自分の意見や考えを自由に表明することができ、意見をまわりの人に聴いてもらい、その意見は大切にされる権利があります。



どうすればできる
ようになるのかな？
市役所に相談して
みよう！！

〇〇公園で
ボール遊びがしたい！



- 意見を表明するために必要な情報を受ける権利があります。

アンケートが配られたけど、
テーマ自体あんまり知らない。
わかりやすく教えてほしい。



なぜこんな
ルールになって
いるんだろう？



- 自分の意見を無理に言わされることはなく、意見を表明したことで何か悪いことが起きてはなりません。



みんなの前で気持ちを
無理やり言わされた。
言いたくなかったのに。

内緒にしてって
言ったのに、
言いふらされた。



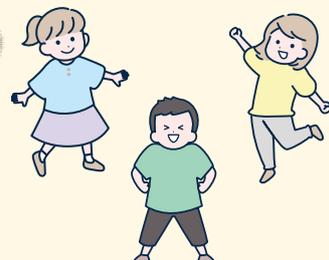
わかもの さんか こども・若者の参加

- まちづくりやいろいろな社会の活動に対して、自分の意見や考えを表明するなど、主体的に活動に参加することができます。

市の会議に出て
意見が言いたい！

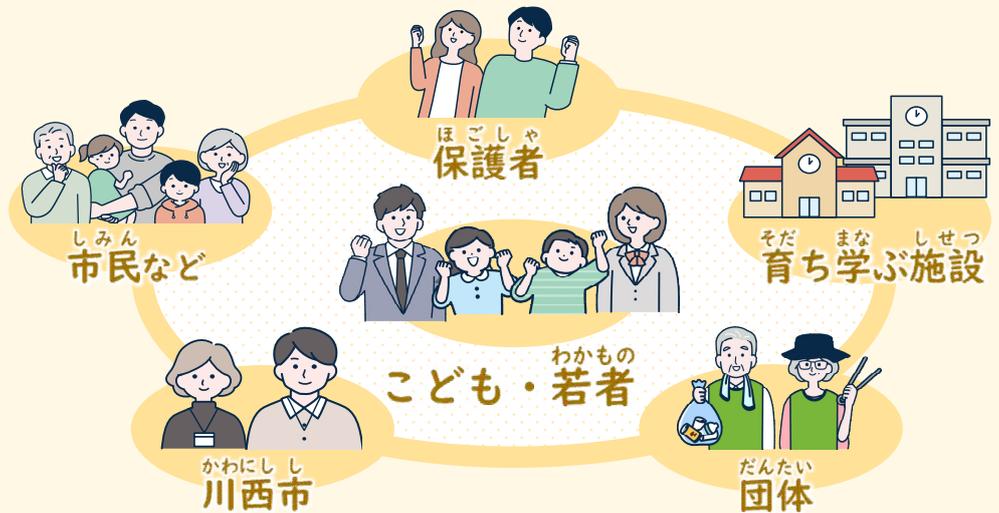


地域のお祭りに
企画から
参加したい！



わかもの けんり まも どんなときでもこども・若者の権利が守られるまちに (6条~11条)

かわにしし そだ まな しせつ ほごしゃ だんたい しみん きょうりょく わかもの いけんひょうめい きかい
川西市は、育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民などと協力し、こども・若者の意見表明の機会
やまちづくりなどに参加する機会を保障する取り組みを進めています。



【それぞれの役割】

かわにしし 川西市

わかもの いけんひょうめい きかい
こども・若者の意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会を保障するため、関係機関
などと連携し、必要な取り組みを行います。

そだ まな しせつ 育ち学ぶ施設

(プレイルーム、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所、

がっこう るすかていじどういっせい ほうかごとう じぎょうしょ
学校、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス事業所など)

わかもの いけんひょうめい きかい
こども・若者の意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会の重要性などについて理解
し、その機会を大切にして業務にあたります。川西市、保護者、団体及び市民などと協力し、こど
も・若者に意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会の重要性をわかりやすく伝え、こど
も・若者のまちづくりなどへの参加を支援します。

ほごしゃ 保護者

(こども・若者に現に養育する親、その他親に代わり養育するもの)

わかもの いけんひょうめい きかい
こども・若者の意見表明の機会やまちづくりなどに参加する機会の重要性などについて理解
し、こども・若者の年齢や成長などの状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努め
ます。また、川西市や育ち学ぶ施設、団体、市民などは、その役割を果たすことが難しい保護者
へのサポートを行います。

だんたい 団体

(自治会、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなど)

わかもの かか かつどう じぎょう おこな いけんひょうめい さんか きかい ほしょう つと
こども・若者が関わる活動や事業を行うときは、意見表明・参加の機会を保障するよう努め
ます。

しみん 市民など

(川西市に住んでいる人、川西市に在勤又は在学する人、川西市内の会社(団体を除く)など)

かてい ちいき しょくば わかもの ねんれい せいちょう じぎょう おう いけんひょうめい
家庭、地域、職場などにおいて、こども・若者の年齢、成長などの状況に応じて、意見表明・
さんか きかい ほしょう つと
参加の機会を保障するよう努めます。

かわにしし おも と く 川西市の主な取り組み (12条~20条)

かわにしし
川西市が子どもや若者に関する取り組みを考^{かんが}えたり、行^{おこな}ったりするときに、子どもや若者の
いけん
意見をしっかりと聴^きいて反映^{はんえい}できるように取り組^{とく}んでいきます。

わかりやすく情報^{じょうほう}を伝^{つた}えます

子どもや若者が意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}するために
必要^{ひつよう}な情報^{じょうほう}を、わかりやすく伝^{つた}えます。



意見^{いけん}を聴^きく窓口^{まどぐち}をお知らせ^しします



子どもや若者がいつでも意見^{いけん}を伝^{つた}えられる窓口^{まどぐち}
をようい^{ようい}して、みんなに知らせ^します。

あんしん 安心して意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}できる環境^{かんきょう}をつくります

子どもや若者が安心して意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}できるよ
うな場所^{ばしょ}や雰囲気^{ふんいき}をつくります。



いけん 意見を積極^{せっきよくてき}的に聴^ききます



がっこう
学校、子どもや若者が使う施設^{つか しせつ}などを
おとず^{おとず}訪^{せっきよくてき}れるなどして、積極^{せっきよくてき}的に意見^{いけん}を聴^きくよう
にします。

いけん 意見を幅^{はばひろ}広く聴^ききます

こえ
声を聴^きかれにくい状況^{じょうきょう}にある子ども・若者な
ど、いろん^{ひと}な人の意見^{いけん}を聴^きくようにします。

子ども・若者が自分^{わかもの}の意見^{いけん}をうまく言^いえないと
きは、信頼^{しんらい}できるおとなに代^かわりに意見^{いけん}を伝^{つた}えて
もら^{ひつよう}うなど、必要^{ひつよう}なサポートをします。



いけん はんえい つと
意見の反映に努めます



き いけん わかもの もっと よ
聴いた意見は、子どもや若者にとって最も良
いことをかんがえて、まちづくりに取り入れるようにし
ます。

いけん はんえいじょうきょう せつめい
意見の反映状況を説明します



わかもの いけん
子どもや若者の意見がどのようにまちづくりに
活かされたのかを、わかりやすくせつめい
説明します。

○ その^た他の^と取^くり組^み

し かいぎ
市の会議などへの
さんかきかい かくほ
参加機会を確保します

こうぼ さんかきかい
公募などにより市の会議へ
わかものいいん えら
子ども若者委員を選びます

かわにしし いけんひょうめい
川西市は、意見表明をサポートする
じんざい いくせい
人材を育成します

かわにしし そだ まな しせつ
川西市、育ち学ぶ施設は、
いけんひょうめい さんか きかい じゅうようせい
意見表明・参加の機会の重要性
しゅうち けいはつ
について周知・啓発します

作成年月

令和7年(2025年)3月

かわにしし みらいぶ せいさくか
川西市 子ども未来部 子ども政策課

ひょうごけん かわにししちゅうおうちょう
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

TEL : 072-740-1246 FAX : 072-740-1339

Mail : kawa0215@city.kawanishi.lg.jp

取組内容		概要
1. こども・若者の意見の施策への反映	(仮)こども・若者モニター会議《登録制》	<p>【目的】こども・若者が市の施策に対して意見を言える機会を確保し、プロセス段階から主体的に関与し、対話を通じて施策へ反映させる</p> <p>【内容】こども・若者の意見を聴取する必要がある事業や取り組みについて、担当課職員が参加して意見交換を行う</p> <p>【実施回数】年間4回程度を想定</p> <p>【参加者募集】5月号の広報誌</p> <p>【参加対象者】小学4年生から29歳までのこども・若者</p>
	市の付属機関へのこども・若者枠の設置	こども・若者に関する施策の調査、審査、審議等を行う市の付属機関は、こども・若者を委員として会議に参加させることなどを通じて、こども・若者の意見を施策に反映させる
2. 条例の周知及び啓発	キックオフイベントの開催	<p>【目的】条例を多くの市民に周知することで、条例の内容の理解を深め、こども・若者が安心して意見を表明でき、その意見を尊重する意識の醸成を図る。</p> <p>【内容】こどもから大人まで幅広い年代の市民が集うイベントを開催</p> <p>【実施時期】7月～8月(こども・若者が参加しやすい夏休みを予定)</p> <p>★企画段階から当日の運営まで「こども・若者による意見表明の条例検討部会」の参加者に携わっていただく予定 (参加は任意とし、3/29に開催する第5回でお知らせする)</p>
	庁内向け周知啓発・人材育成	<p>職員向け説明会・幹部職員の会議など</p> <p>○庁内向け条例運用ガイドライン ○逐条解説 ○概要版パンフレット</p> <p>○(仮)こども・若者モニター会議への担当課としての参加やテーブルファシリテーターとしての参加など</p>
	関係機関への周知啓発、研修・説明会	<p>○小学校、中学校、県立高校、特別支援学校 ○就学前教育保育施設</p> <p>○留守家庭児童育成クラブ ○自治会、コミュニティ組織</p> <p>○子育て関係団体 ○保護者 ○社会福祉協議会</p> <p>○主任児童委員 ○こども食堂 など</p>
3. こども・若者の意見聴取	意見聴取の窓口 権利擁護の窓口	<p>・意見提出フォーム等から気軽に提出できる仕組みを検討する</p> <p>・4月からはこども政策課の窓口にて意見聴取を実施</p>
	施設等への訪問	・学校等へ出向いて、こども・若者から直接意見聴取を行う
	声を聴かれにくいこども・若者への意見聴取	<p>・学校へ案内する時に学校へ来ていないこどもへの案内</p> <p>・オンラインミーティング等の実施</p> <p>・意見を汲み取るツール、アウトリーチなど</p>